

世田谷区子どもの権利委員会条例

(設置)

第1条 世田谷区子どもの権利条例（平成13年12月世田谷区条例第64号）第39条第1項の規定に基づき、区長の附属機関として、世田谷区子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）を置く。

(職務)

第2条 権利委員会は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障を推進するため、次に掲げる職務を行う。

- (1) 区長の要請を受け、又は自ら判断して、子どもの権利保障の状況について調査し、及び評価検証すること。
- (2) 前号の調査及び評価検証の結果を区長及び教育委員会に報告し、制度の改善等を提言すること。

(組織)

第3条 権利委員会は、区長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 権利委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員長の指名する委員をもって充てる。
- 4 委員長は、権利委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員及び調査員)

第6条 第3条の委員のほか、権利委員会に、特別の事項を調査させ、及び評価検証させるため必要があるときは、臨時委員及び調査員を置くことができる。

- 2 臨時委員及び調査員は、前項の規定による調査及び評価検証が終了したときは、解嘱される。

(会議)

第7条 権利委員会は、委員長が招集する。

2 権利委員会は、委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 権利委員会の議事は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 権利委員会は、専門的事項を調査し、及び評価検証するため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長の指名する委員等をもって組織する。

(会議の公開)

第9条 権利委員会は、公開とする。ただし、権利委員会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(意見聴取)

第10条 権利委員会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第11条 委員、臨時委員及び調査員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(提言の尊重)

第12条 区長及び教育委員会は、権利委員会から提言を受けたときは、これを尊重し、適切に対応しなければならない。

2 区長及び教育委員会は、前項の規定により対応した場合は、その結果を公表しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。